

様

三種町長

三種町地方就職学生支援金の交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三種町地方就職学生支援金について、三種町地方就職学生支援金交付要綱第 6 条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

- 1 決定の内容
- 2 交付決定額
- 3 不交付の理由

（備考）

- 1 町は、三種町地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職学生支援金の全額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
  - ・在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に町に転入しなかった場合：全額  
（申請時に既に町に住民票がある場合を除く）
  - ・就業開始日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
（退職から 3 箇月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）
  - ・町への転入日から 3 年未満で町から転出した場合：全額  
（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）
- 2 町は、三種町地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、申請者及び関係各所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。